

令和8年5月15日

保護者各位

和光市教育委員会
教育長 石川 毅

学習端末の修繕費用に関するご説明

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、新しい学習端末の導入にあたり、「和光市児童生徒用、学習端末の利用に関する同意書」をご提出いただきありがとうございます。その際、費用負担の内容や手続きについてご質問を受けましたので、皆様が安心して学習端末をお使いいただける環境となるよう整えてまいります。

学習端末は児童・生徒の学習に大変有益なツールであると考えており、今後も積極的に活用していく方針です。まずは新端末の導入を、保護者の皆様とともに円滑に進めてまいりたいと存じますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 破損等の際の費用負担の基本的な考え方

原則、通常の授業・学校生活における使用による破損・消耗は、学校・市が対応します。しかし、通常の使用の範囲を超え、明らかに故意により破損した場合には、状況を確認の上、保護者の皆様に修繕費用をご負担いただく場合がございます。また、ご家庭で使用の際に破損等があった場合も、修繕費用をご負担いただく場合がございます。

2 「故意・不可抗力等」の区別例について

| 区分 | 例 | 費用負担者 |
|---------------|--|---------|
| 故意 | 学習端末を故意に踏む、投げるなど、明らかに通常の使用を逸脱した行為 | 保護者負担 |
| ご家庭での使用 | 端末を充電中にソケットが破損した等 | 保護者負担 |
| 通常の授業 学校生活 | 操作中に机上より落下し、画面が破損した等 通常使用による、キーボードの劣化・破損等 | 学校・市が負担 |
| 不可抗力 | 地震・水害・交通事故等 | 学校・市が負担 |
| 経年劣化 | バッテリーの消耗・画面の経年劣化等 | 学校・市が負担 |

※ 上記は、費用負担の考え方を分かりやすく示すための一例です。実際の対応については、破損に至った状況や経緯を学校で確認した上で、個別に判断します。

3 損害に備えについて

現時点では、市内一律の損害保険へ加入する予定はございません。なお、個人で保険に加入したり、保護フィルムを使用したりするかどうかについては、各ご家庭の判断でご対応いただくことは可能です。

担当：学校教育課 指導担当
電話：048-424-9149